

宝塚医療大学観光学部規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宝塚医療大学学則（以下「学則」という。）第9条の規定に基づき、宝塚医療大学観光学部（以下「学部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(学科)

第2条 学部に次の学科を置く。

(1) 観光学科

(教育研究上の目的)

第3条 観光学部及び観光学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次に掲げるとおりとする。

観光は、我が国の基幹産業への発展が期待されているが、その実現のためには拡大が予想されるインバウンド需要や高サービス化に対応できる付加価値の高い人材の育成が必要である。

また、観光の事業環境は社会の変化に影響され大きく変動する。それ故、求められる人材には、時代の趨勢を踏まえた観光専門職として必要な知識・能力に加え、変化する状況に対応できる実践的能力が不可欠である。

本学部は、本学の医療技術分野における経験も活かし、このような観光専門職人材を育成することで観光産業及び地域に貢献することを目的とする。

(授業科目及び単位数)

第4条 学部における授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、臨時に授業科目を開設することがある。

3 前項の授業科目及び単位数並びに授業科目の各年次の配当は、開設の都度定める。

(単位の基準)

第5条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

(1) 講義及び演習については、14時間から28時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験・実習については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(履修要件)

第6条 学生は、別表に定めるところに従い、124単位以上を修得しなければならない。

(履修科目の登録の上限)

第7条 履修科目の登録の上限は、別に定める。

(授業科目の履修)

第8条 学生は、指定の期日までに、所定の履修届を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 卒業研究の履修については、指導教員の承認を受けなければならない。この場合においては、第3年次の終わりまでに所定の単位を修得していなければならない。

(他大学の授業科目の履修)

第9条 学生は、本学と協定している他大学（外国の大学を含む。以下同じ。）の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により修得した単位数は、60単位を限度として、別表の必要修得単位数に算入することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第10条 入学前の既修得単位の認定は、学長が行う。

2 既修得単位の認定を受けようとする者は、指定の期日までに必要な書類を学長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により認定された単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、学部において修得した単位以外のものについては、前条第2項の規定により学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として、別表の必要修得単位数に算入することができる。

(試験)

第11条 試験は、科目試験等の試験とする。

(科目試験)

第12条 科目試験は、授業が終了した学期末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末以外の時期に行うことがある。

2 事故等のため科目試験を受けることができなかった者に対しては、別途に試験を行うことがある。

(成績評価基準)

第13条 優(80点以上)、良(70点以上)、可(60点以上)、不可(60点未満)とし、可以上をもって合格とする。

2 成績は、その授業のある学年又は学期中に随時行う考査の結果を考慮して評価することができる。

(卒業)

第14条 所定の期間在学し、第6条に規定する要件を満たした者について、卒業を認定する。

(特別聴講学生)

第15条 本学と協定している他大学の学生で、本学の特別聴講学生を志願する者は、別に定めるところにより、所属大学を経由して学長に願い出るものとする。

2 特別聴講学生の在学期間は、その履修する授業科目の開講される期間とする。

(科目等履修生)

第16条 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第17条 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第18条 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(研修員)

第19条 研修員に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

(改廃)

第21条 この規則の改廃は、学長企画調整会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、令和6年度に入学した者の別表1は、なお従前の例による。

別表1（第4条関係）

科目区分		授業科目の名称	配当 年次	単位数			授業形態		
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習
基礎教育科目	科目群 導入教育	初年次教育	1	1				○	
		日本語表現	1	1				○	
		情報リテラシー演習Ⅰ	1	1				○	
		情報リテラシー演習Ⅱ	1	1				○	
		小計（4科目）	—	4	0	0	—		
	科目群 外国語教育科目群	英語総合1	1	2			○		
		英語総合2	1	2			○		
		英語総合3	1	2			○		
		英語総合4	1	2			○		
		英語コミュニケーション1	1	1				○	
		英語コミュニケーション2	1	1				○	
		英語コミュニケーション3	1	1				○	
		英語コミュニケーション4	1	1				○	
		English for Tourism 1	2	2			○		
		English for Tourism 2	2	2			○		
		英語演習1	2		1			○	
		英語演習2	2		1			○	
		英語演習3	2		1			○	
		英語演習4	2		1			○	
		英語演習5	3		1			○	
		英語演習6	3		1			○	
		中国語1	2		1		○		
		中国語2	2		1		○		
		語学短期留学	1		1				○
		中期留学	2・3		4				○
		アカデミック・ジャーナリズム1			2			○	
		アカデミック・ジャーナリズム2			2			○	
		アカデミック・ジャーナリズム3			2			○	
		アカデミック・ジャーナリズム4			2			○	
		小計（20科目）	—	16	21	0	—		
	科目群 キャリア教育科目	基礎インターンシップⅠ	1	1					○
		基礎インターンシップⅡ	1	1					○
		中期インターンシップ	2・3	4					○
		観光におけるキャリア	2		2		○		

		観光分野での起業	2		2		○		
		小計（5 科目）	—	6	4	0	—		
	教養教育科目群	我々の時代の理解 A	1		2		○		
		我々の時代の理解 B	1		2		○		
		比較文化論	2		2		○		
		ことばと文化・社会	2		2		○		
		日本文学	2		2		○		
		西洋文学	2		2		○		
		日本・東洋思想	2		2		○		
		西洋思想	2		2		○		
		宗教学	2		2		○		
		日本史	2		2		○		
		日本文化史	2		2		○		
		日本食文化	2		2		○		
		文化人類学	2		2		○		
		心理学	2		2		○		
		経営学基礎 A	2		2		○		
		経営学基礎 B	2		2		○		
		国際政治学入門	2		2		○		
		国際経済学入門	2		2		○		
		宮古文化論	1		2		○		
		宮古島の環境と風土 A	1		2		○		
		宮古島の環境と風土 B	1		2		○		
		空手・古武道	1		1			○	
		くいちゃー	1		1			○	
		小計（23 科目）	—	0	44	0	—		
専門教育科目	基盤科目群	社会学入門	1	2			○		
		社会調査法Ⅰ	2	2			○		
		社会調査法Ⅱ	2	2			○		
		観光学概論	2	2			○		
		観光社会学	2	2			○		
		データサイエンスⅠ	2	1				○	
		データサイエンスⅡ	2		1			○	
		データサイエンスⅢ	2		1			○	
		AI 基礎	2		2		○		
		小計（9 科目）	—	11	4	0	—		
	基幹科目群	観光産業入門	1	2			○		
		ソーリズム論	2	2			○		
		観光企業研究Ⅰ	1	2			○		
		観光企業研究Ⅱ	2		2		○		
		観光地理学 A	2・3		2		○		
		観光地理学 B	2・3		2		○		
		観光と食	2・3		2		○		
		大使館観光局ゲスト講義	3		2		○		
		リスクマネジメント	2・3		2		○		
		広報・マスコミ対応	2・3		2		○		

			観光メディア論	2・3		2		○		
			観光関連法規	2・3		2		○		
			人体の構造と機能	1		2		○		
			東洋医学入門	1		2		○		
			公衆衛生学	2	2			○		
			介護の基本	2	2			○	*	
			メディカルツーリズム論	2・3		2		○		
			観光医療Ⅰ	3	2			○	*	
			観光医療Ⅱ	3		2		○		
			ホスピタリティ	2・3		2		○		
			地域ボランティア	1	1				○	
			エコツーリズム/サステイナブルツーリズム	1		2		○		
			ユニバーサルツーリズム	3		2		○		
			世界のトップアスリート	2		2		○		
			小計（24 科目）	—	13	34	0	—		
	発展科目群	ヘルスツーリズム領域	ヘルスツーリズム概論	3		2		○		
			ウェルネスツーリズム論	3		2		○		
			東洋医学概論	3		2		○		
			健康と疾病の理解	3		2		○		
			伝統医療論	3		2		○		
			養生身体文化論	3		2		○		
			食と健康	3		2		○		
			東洋医学刺激療法	3		2		○		
			機能回復	3		2		○		
			薬膳	3		2		○		
			小計（10 科目）	—	0	20	0	—		
		地域経営（観光）領域	地域学入門	3		2		○		
			地域まちづくり（講義）	3		2		○		
			地域まちづくり（演習）	3		2			○	
			地域コミュニティ創造支援論	3		2		○		
			地域行政研究	3		2		○		
			地域経済論	3		2		○		
			小計（6 科目）	—	0	12	0	—		
		ホテル・ブライダル領域	ホテル文化論	3		2		○		
			ホテルビジネス論	3		2		○		
			飲食産業論	3		2		○		
			ブライダル	3		2		○		
			リゾートビジネス	3		2		○		
			小計（5 科目）	—	0	10	0	—		
		エアライン領域	エアライン・マネジメント	3		2		○		
			航空経営論	3		2		○		
			交通産業論	3		2		○		
			航空産業論	3		2		○		
			国際交通論	3		2		○		
			航空政策史	3		2		○		
			小計（6 科目）	—	0	12	0	—		

卒業研究	卒業研究	4	4				○	
	小計（1 科目）	—	4	0	0		—	
合計（113 科目）		—	54	161	0		—	

卒 業 要 件 及 び 履 修 方 法								
【卒業要件】 基礎教育科目 40 単位以上（必修科目 26 単位, 選択必修科目 14 単位以上）, 専門教育科目 60 単位以上（必修科目 24 単位, 選択必修科目 36 単位以上）, 上記 2 科目区分の中から自由に選択する単位 20 単位以上, 卒業研究 4 単位（必修科目 4 単位）を修得し, 合計 124 単位以上修得すること。 【履修方法】 履修科目の登録の上限 : 48 単位（年間） 学則第 60 条で規定する外国人留学生は「英語総合 1」「英語総合 2」「英語総合 3」「英語総合 4」に変わって, 「アカデミック・ジャパニーズ 1」「アカデミック・ジャパニーズ 2」「アカデミック・ジャパニーズ 3」「アカデミック・ジャパニーズ 4」を履修することができる。								